参考資料

参考資料
（官庁営繕事業の評価手法について）

官庁営繕事業の事業評価の位置付け

行政機関が行う政策の評価に関する法律　（平成13年法律第86号）

行政機関による政策評価の実施、各省庁における基本計画策定等を義務付け

国土交通省政策評価基本計画　（計画期間　令和６年度～令和10年度）

○個別公共事業について、事業評価方式による政策評価を実施する。
○対象事業：国交省所管の公共事業のうち、維持・管理・災害復旧等に係る事業を除く
すべての事業

（実施要領）

- 政策評価
- 公共事業
- その他施設費
  - 官庁営繕事業に係る実施要領細目
    - 官庁営繕費による新営事業を対象
  - 官庁営繕事業に係る事業評価手法
- 研究開発評価
- 規制の事前評価
- 租税特別措置等に係る政策評価

官庁営繕事業の事業評価の時期

〈新規事業採択時評価〉

・事業費を予算化しようとする事業について評価し、予算化に関する方針を決定する。

〈再評価〉

・長期間継続している事業や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業を評価し、事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

〈完了後の事後評価〉

・**事業完了後２年間が経過した事業**について実施。

・事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

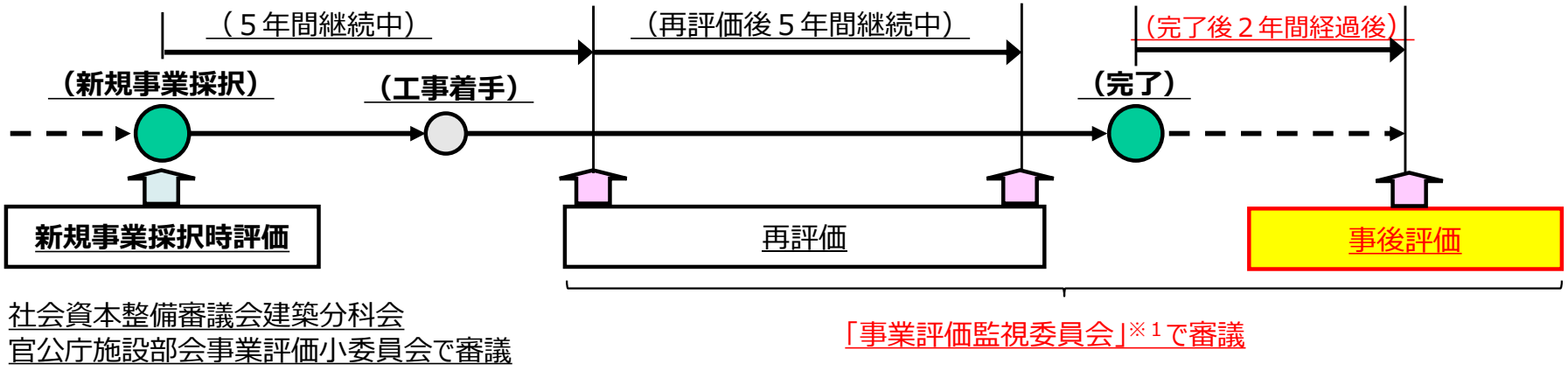

社会資本整備審議会建築分科会
官公庁施設部会事業評価小委員会で審議

「事業評価監視委員会」※１で審議

※１　本省が行う事業は本省、地方整備局等が行う事業は地方整備局等が設置

官庁営繕事業の事後評価の視点１

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領より

第５ 事後評価の手法

３ 事後評価の視点

(1) 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、各視点について、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
②事業の効果の発現状況
③事業実施による環境の変化
④社会経済情勢の変化
⑤今後の事後評価の必要性
⑥改善措置の必要性
⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

官庁営繕事業の事後評価の視点２

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法より

別紙1



官庁営繕事業の事後評価の方法１

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法より

４.事後評価の方法

３.(１)費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化及び
(２)事業の効果の発現状況の確認・分析は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。
ただし供用開始後の効果の発現状況の確認は別紙2-1及び別紙2-2による。

事後評価は、事業完了時点を基準とし、その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

また、事後評価の実施に当たり、顧客満足度(CS)調査などのデータやCASBEEなど他の評価手法による評価がある場合は、これらの結果のうち、施設整備に関する部分について参考にする。

官庁営繕事業の事後評価の方法２　（１)事業計画の必要性

１）　事業計画の必要性に関する評価指標　（１／３）

計画理由	内容　評点	100	90	80	70	60	50	40	備　考
老朽	施設の老朽（現存率）	50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評点に10点加算する。
	構造耐力の著しい低下	経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの							
狭あい	庁舎面積(面積率)	0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	借料が高額等の事情により返還すべき場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法　別表１より

官庁営繕事業の事後評価の方法２　（１)事業計画の必要性

１）　事業計画の必要性に関する評価指標　（２／３）

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備　　考
地域連携	都市計画の進捗	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分のみ未施行となっているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済み)			区画整理等が計画決定済であるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評点(従要素の場合は評点の10分の1。該当する理由がない場合は0点)に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等の全てが整備済みの場合は7点、少なくとも全てが建設に着手済みの場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備(同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。)をするもので、その合築整備が確実な場合は、4点 ・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場合は、4点
	地域性上の不適			都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの		都市計画的にみて地域性上障害のあるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて地域性上好ましくないもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法　別表１より

官庁営繕事業の事後評価の方法２　（１)事業計画の必要性

１）　事業計画の必要性に関する評価指標　（３／３）

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備　　考
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備	施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの						施設が不備、かつ運用による代替が十分できないため、業務上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの	改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の不備	必要施設の不備(災害時における必要機能に係る施設の不備を除く)	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	主要素としない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は、主要素としない。

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法　別表１より

計画理由別の評点が最も高い計画理由を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に10分の１を乗じて得た値の合計を加えて得た値を「事業計画の必要性」の評点とする。
（合同庁舎計画、特定国有財産整備計画に基づくものは各10点加算）

官庁営繕事業の事後評価の方法２　（２)事業計画の合理性

○事業計画の合理性に関する評価指標

次の４つのいずれかに該当する場合に100点とし、いずれにも当てはまらない場合は0点とする。

評　点	評　　価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合（実現可能な代替案が存在しない場合を含む。） ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法より

官庁営繕事業の事後評価の方法２　（３)事業計画の効果

１）業務を行うための基本機能（Ｂ１）の発現状況を評価するための指標

項目ごとに当該事業の現状に最も近い欄を選択し、該当する係数を全て掛け合わせ、100を乗じて得た値を事業計画の効果に関する評点とする。

分類	項　　目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	（新規取得か否かを問わず）国有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用（借用を含む。）が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止、環境保全上重大な支障がある。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用又は敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。（駐車場の不足など）			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性（業務を行うための基本機能に該当する部分）		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間又は機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間又は機能が確保されていない。

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法　別紙２－１より

官庁営繕事業の事後評価の方法２　（３）事業計画の効果

○施策に基づく付加機能（Ｂ２）の評価

２）施策に基づく付加機能（Ｂ２）の発現状況を確認する際に参照する事項

分類	評価項目	確保する性能の水準(※１)
社会性	地域性	・官庁施設の基本的性能基準(※２)に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。 ・官庁施設の基本的性能基準(※２)に基づき、地域の特性について配慮されている。
	景観性	・官庁施設の基本的性能基準(※２)に基づき、地域の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。 ・官庁施設の基本的性能基準(※２)に基づき、周辺環境との調和が図られ、良好な景観の形成について配慮されている。
環境保全性	環境保全性	・官庁施設の環境保全性基準(※３)に基づき、環境保全性の水準を満たしている。
	木材利用促進	・公共建築物における木材の利用の促進のための計画(※４)に基づき、木造化(※５)、内装等の木質化が図られている。
機能性	ユニバーサルデザイン	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(※６)に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
	防災性	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(※７)に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
経済性	耐用性	・官庁施設の基本的性能基準(※２)に基づき、目標とする使用期間を考慮し、適切に構造体及び被覆等の修繕等（ただし、大規模な修繕を除く。）をすることにより、大規模な修繕を行わずに長期的に構造耐力上必要な性能を確保できる。
	保全性	・官庁施設の基本的性能基準(※２)に基づき、清掃、点検・保守等の維持管理及び材料、機器等の更新が、効率的かつ安全に行える。

※１個別の事業特性に応じて本表に記載のない付加機能を加えることを妨げない。
※２「官庁施設の基本的性能基準」(平成２５年３月２９日国営整第１９７号、国営設第１３４号)による。
※３「官庁施設の環境保全性基準」(平成２３年３月３１日国営環第５号)による。
※４「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(令和３年４月１日国土交通省)による。
※５「木造化」とは、構造耐力上主要な部分の一部又は全部に木材を利用することをいう。
※６「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」(平成１８年３月３１日国営整第１５７号、国営設第１６３号)による。
※７「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成２５年３月２９日国営計第１２６号、国営整第１９８号、国営設第１３５号)による。

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法　別紙２－２より